

高知県経営発達支援推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県経営発達支援推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援法」という。）第2条に規定する小規模事業者及び、創業等の支援を必要とする者をいう。
- (2) 「商工会」とは、県内の市町村の全部又は一部を地区とする商工会をいう。
- (3) 「商工会議所」とは、県内の市の全部又は一部を地区とする商工会議所をいう。
- (4) 「県連合会」とは、高知県商工会連合会をいう。
- (5) 「経営指導員」とは、小規模事業者支援法第4条に規定する経営改善普及事業及び同法第5条に規定する経営発達支援事業を実施する者をいう。

(補助目的及び補助金の交付対象)

第3条 県は、次に掲げる事業を促進し、県内の事業者の経営計画の策定及び実行を支援することで、県内の事業者の持続的な発展に寄与することを目的とし、次に掲げる経費であって、別表第1に掲げるもののうち、知事が必要があり、かつ、適当であると認めたものについて予算の範囲内において補助する。

- (1) 経営計画の策定及び実行支援の際に、個々の事業者の課題等に応じた支援体制を構築し、事業者をサポートするために、県連合会が経営支援コーディネーター（定員7名）を別表第2に定めるブロックごとに設置するための経費
- (2) 経営計画の策定及び実行支援の中心を担う商工会及び商工会議所の経営指導員のスキルアップを図るために、県連合会がスーパーバイザー（定員2名）を設置するための経費

(補助率)

第4条 補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 県連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 県連合会は、前項の規定により補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、当該交付の申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。ただし、県連合会が別表第3に掲げるいずれかに該当するときを除く。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当であると認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して決定を行うものとする。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、県連合会は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金で実施する事業（以下「補助事業」という。）の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(2) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方及び間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

(補助金の変更申請)

第8条 県連合会は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額等の変更（補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び補助対象経費の区分ごとに20パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。）

(2) 経営支援コーディネーター又はスーパーバイザーの変更

(3) 前2号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、知事が変更手続を要すると認められたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）

2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めるときは、当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 県連合会は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事前に別記第3号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第10条 県連合会は、非常災害等により補助事業が当該年度末までに完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに別記第4号様式による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 県連合会は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、別記第5号様式による補助事業遂行状況報告書を10月15日までに知事に提出しなければならない。

2 県連合会は、知事の求めに応じて事業者の支援状況などを報告しなければならない。この場合において、報告の方法等は知事と事前協議の上決定する。

(実績報告)

第12条 県連合会は、補助事業が完了したときは、別記第6号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

2 県連合会は、前項の規定により実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第13条 県連合会は、補助事業により取得した研修用機器及び備品（以下「備品等」という。）についての台帳を設け、その保管状況を明らかにし、補助事業が完了した後も補助事業により取得した備品等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 県連合会は、補助事業により取得した備品等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとする（以下「取得財産の処分」という。）ときは、事前に別記第7号様式による処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、当該取得財産が耐用年数を経過している場合を除き、県連合会が取得財産の処分により収入があるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

(補助金の返還)

第14条 県連合会は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第8号様式による報告書により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させるものとする。

(概算払)

第15条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 県連合会は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第9号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(帳簿書類の備付け)

第16条 県連合会は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第17条 知事は、県連合会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の内容、条件又は規則、この要綱その他法令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。
- (4) 別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(成果の発表)

第18条 知事は、補助金の交付を受けて行った補助事業の成果について必要があると認めるときは、県連合会に発表させることができる。

(グリーン購入)

第19条 県連合会は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第20条 補助事業又は県連合会に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例6条第1項の規定による非開示項目以外は、原則として開示するものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

1 この要綱は、平成30年4月13日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

事業区分	経費区分	補助率	補助対象経費の内容
1 経営支援コーディネーター及びスーパーバイザー設置費	(1) 人件費	10分の10以内	人件費（日額27,500円以内）
	(2) 事務費		旅費、需用費、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費

別表第2（第3条関係）

ブロック名	ブロック内の商工会・商工会議所
安芸ブロック	安芸商工会議所 室戸市商工会 東洋町商工会 中芸地区商工会 芸西商工会
嶺北・物部川ブロック	南国市商工会 香南市商工会 香美市商工会 本山町商工会 大豊町商工会 土佐地区商工会
高知ブロック	高知商工会議所 春野商工会
仁淀川ブロック	土佐市商工会 いの町商工会 仁淀川町商工会 佐川町商工会 越知町商工会 日高村商工会
高幡ブロック	須崎商工会議所 中土佐町商工会 梶原町商工会 津野町商工会 四万十町商工会
幡多ブロック	中村商工会議所 宿毛商工会議所 土佐清水商工会議所 四万十市西土佐商工会 大月町商工会 三原村商工会 黒潮町商工会

別表第3（第6条、第7条、第17条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下、「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号
平成 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所

高知県商工会連合会

会 長

印

生年月日

平成 年度高知県経営発達支援推進事業費補助金交付申請書

平成 年度において下記のとおり補助事業を実施しますので、高知県経営発達支援推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助金交付申請額 金 円
(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額)
- 3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
別紙1のとおり
- 4 補助事業に係る収支
別紙2のとおり
- 5 補助事業の着手及び完了予定期日
 - (1) 着手 平成 年 月 日
 - (2) 完了 平成 年 月 日

(注) 国税・都道府県税及び市町村税の滞納がないことを証明する書類又は、納税義務がないことの申立書（任意様式）を添付してください。

別紙 1

1 補助事業計画書

事業区分	経費区分	補助事業に 要する経費	県連合会が 支出する経 費	補助金申請額	備 考
1 経営支援コーディネーター及びスーパーバイザー設置費	(1) 人件費	円	円	円	設置人員 経営支援コーディネーター 人 スーパーバイザー 人
	(2) 事務費				積算内訳
合 計					

(注) 1 別添任意様式にて、補助事業に係る積算内容及び事業内容を提出してください。

2 「積算内訳」は、事業に係る経費ごとの内訳を記入してください。

2 経営支援コーディネーター及びスーパーバイザー名簿

職 種	氏 名	年 齢	設 置 期 間
経営支援 コーディネーター			
スーパー バイザー			
合 計	人	-	-

(注) 本年度新たに補助対象となる経営支援コーディネーター及びスーパーバイザーについては、履歴書を添えてください。

別紙2

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減			備 考
			増	減	差引き額	
高知県経営発達支援 推進事業費補助金						
自己資金						
合 計						

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減			備 考
			増	減	差引き額	
人件費						
事務費						
合 計						

第 2 号様式（第 8 条関係）

第 号
平成 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県商工会連合会
会 長 印

平成 年度高知県経営発達支援推進事業費補助金に係る
内 容
補助事業の 変更承認申請書
経費の配分

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知があり
内 容
ました補助事業の を別紙のとおり変更したいので、高知県経営発達支
経費の配分
援推進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により承認を申請します。

別紙

1 変更の内容

事業区分	経費区分	人数等		補助事業に要する経費		県連合会が支出する経費		補助金の額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	決定額	変更後	
				円	円	円	円	円	円	

2 変更の理由

3 高知県経営発達支援推進事業費補助金追加交付申請額（追加交付申請を行うときのみ記入してください。）

金 円

4 高知県経営発達支援推進事業費補助金追加交付申請額が3の金額となる理由

5 収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	変更前 予算額	変更後 予算額	比 較 増 減			備 考
			増	減	差引き額	
高知県経営発達支援推 進事業費補助金						
自己資金						
合 計						

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	変更前 予算額	変更後 予算額	比 較 増 減			備 考
			増	減	差引き額	
人件費						
事務費						
合 計						

6 経営支援コーディネーター又はスーパーバイザーの変更

職 種		氏 名	年 齢	設 置 期 間
ネー ター	経営 支 援 コ ー デ ィ			
		(新任)		
		(退職)		
		(新任)		
		(退職)		
		(新任)		
		(退職)		

- (注) 1 該当する職種に○をしてください。
 2 新たに補助対象となる経営支援コーディネーター又はスーパーバイザーについては、履歴書を添えてください。

第 3 号様式（第 9 条関係）

第 号
平成 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県商工会連合会
会 長 印

平成 年度高知県経営発達支援推進事業費補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で補助金の（変更）交付の決定の通知
がありました補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県経営発達
支援推進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）する補助事業名及び内容
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 補助事業中止の期間（廃止の時期）

第4号様式（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県商工会連合会
会 長 印

平成 年度高知県経営発達支援推進事業費補助金に係る
補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の（変更）交付の決定の通知がありました補助事業に下記のとおり事故があったので、高知県経営発達支援推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業名及び内容
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 事故の内容
- 5 事故に対する措置

- （注）
- 1 事故の理由を立証する書類を添えてください。
 - 2 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入してください。

第 号
平成 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県商工会連合会
会 長 印

平成 年度高知県経営発達支援推進事業費補助金に係る
補助事業遂行状況報告書

高知県経営発達支援推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、平成 年9月30日現在における補助事業の
遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 交付決定	平成 年 月 日 第 号
2 補助金交付決定額	金 円
3 補助金概算払受領額	金 円

4 経費の支出状況

事業区分	経費区分	人数等	補助事業に 要する経費	県連合会が 支出する経 費	補助金申請額	備 考
1 経営支援コーディネーター及び スーパーバイザー設置費	(1) 人件費	延べ人月	円	円	円	設置人員 経営支援コーディネーター 人 スーパーバイザー 人
	(2) 事務費					積算内訳
合 計						

高 知 県 知 事 様

住 所
高知県商工会連合会
会 長 印

平成 年度高知県経営発達支援推進事業費補助金に係る
補助事業実績報告書

平成 年度における補助事業を完了しましたので、高知県経営発達支援推進事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

交付決定	平成	年	月	日	第	号
補助金交付決定額	金				円	
(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額)						
補助金受領額	金				円	
補助事業着手年月日	平成	年	月	日		
補助事業完了年月日	平成	年	月	日		

1 補助金実績明細

事業区分	経費区分	人数等	補助事業に 要する経費	県連合会が支 出する経費	補助金申請額	備 考
1 経営支援コーディネーター及びスーパーバイザー設置費	(1) 人件費	延べ人月	円	円	円	設置人員 経営支援コーディネーター 人 スーパーバイザー 人
	(2) 事務費					積算内訳
合 計						

(注) 1 決定額とは、高知県経営発達支援推進事業費補助金交付決定時の額（変更があった場合は、変更後の額）をいいます。

2 高知県経営発達支援推進事業費補助金の額については、補助金所要額から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を除いた額としてください。

2 事業内容明細

(1) 経営支援コーディネーター及びスーパーバイザー設置費

ア経営支援コーディネーター及びスーパーバイザー名簿

職 種	氏 名	年 齢	設 置 期 間	設 置 月 数	人 件 費 年 額
経営支援コ ーディネー ター					
経営支援コーディネーター計					
スーパーバ イザー					
スーパーバイザー計					
合 計	人	—	—	—	

3 収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度 決算額	本年度 予算額	比 較 増 減			備 考
			増	減	差引き額	
高知県経営発達支援 推進事業費補助金						
自己資金						
合 計						

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 決算額	本年度 予算額	比 較 増 減			備 考
			増	減	差引き額	
人件費						
事務費						
合 計						

第 号
平成 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所

高知県商工会連合会

会 長

印

取得財産の処分承認申請書

平成 年度高知県経営発達支援推進事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、高知県経営発達支援推進事業費補助金交付要綱第 13 条 2 項の規定により、承認をお願いします。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

第 号
平成 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
高 知 県 商 工 会 連 合 会
会 長 印

平成 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

高知県経営発達支援推進事業費補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 補助金額（高知県知事が確定通知により確定した額） | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3 の額から 2 の額を控除した額） | 円 |

（注） 1 別紙として積算の内訳を添えてください。

- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 100 分の 8 相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象となるものではありません。

第 号
平成 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
高 知 県 商 工 会 連 合 会
会 長 印

平成 年度高知県経営発達支援推進事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定がありました補助金について、高知県経営発達支援推進事業費補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

金 円也

（請求額算定表）

区 分	金 額
補助金交付決定済額	円
補助金概算払受領済額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円